事業計画（宮城県仙台市）

１．海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数	３地区海岸
被災した地区海岸数	３地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	２地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	３地区海岸

② 堤防高

平成２３年９月９日に堤防高を公表※。

七ヶ浜海岸②：T.P. 6.8m（対象津波：明治三陸地震）

仙台湾南部海岸①：T.P. 7.2m（対象：高潮）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成２３年１２月までに策定※1済み。

これに基づく本復旧工事については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら、平成２４年度内に全ての区間での着工※2を目指す。また、本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないよう、計画的に復旧を進め概ね５年での完了を目指す。

なお、深沼海岸における下水処理場等の地域の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある区間（約１km）については、概ね平成２４年度末の完了を目指す。

※１ 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※２ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

④ 平成２３年度における成果

・全ての被災した地区海岸において、平成２３年１２月までに復旧する施設の概要計画を策定した。

・下水処理場等の地域の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある区間から優先し、平成２４年２月までに本復旧工事に着工した。

⑤ 平成２４年度の成果目標

・全ての地区海岸において、本復旧工事の着工※を目指す。

・下水処理場等の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある区間（約１km）において本復旧工事の完了を目指す。

※ 上記目標には平成２３年度に着工した地区海岸を含む。

⑥　その他

・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル２）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画

市町村	地区海岸名	堤防護岸延長（m）	主な施設	施設の高さ（T.P）		応急対策	復旧の予定							H23予算での実施内容	H24年度の実施内容等	その他の場合に詳細を記載
				被災前現況高（m）	被災後復旧高（m）		概要計画策定	詳細計画策定	左記の実施状況	工事着工	左記の実施状況	工事完了	左記の実施状況			
仙台市	深沼漁港	830	防潮堤	6.20	7.20	完了	H23.12	H24.3	策定済み	H24.8	着工予定	H26.3	完了予定	・応急復旧 ・概略設計 ・詳細設計	本工事	
仙台市	深沼	7,752	堤防、離岸堤	5.20 ～6.20	7.20	完了	H23.9	H23.11	策定済み	H24.2	着工済み	H28.3 （H25.3）	完了予定	・応急復旧 ・本復旧　等	本工事	
仙台市	仙台塩釜港 蒲生（中野）	1,500	護岸	5.26	6.80	ー	H23.11	H24d第1四半期以降	策定中	H24d第2四半期以降	着工予定	H26.3	完了予定	・詳細設計	本工事	

宮城県沿岸の地域海岸分割図

≪宮城県における地域海岸の考え方≫

以下の点を考慮し、同一の津波外力を設定しうると判断される一連の区間を地域海岸として設定

1）湾毎の区分を基本とし、半島や離島の遮蔽効果も考慮して区分
2）湾奥部における増幅等が顕著な場合は、外湾と内湾を区分。
3）砂浜海岸は、大河川の土砂供給や沿岸漂砂の特性により区分。

宮城県沿岸を22の地域海岸に分割

２．河川対策

【国管理河川（名取川）】

①　名取川※1では、仙台市で２９箇所（名取川では３５箇所）の堤防の亀裂、沈下や護岸の崩壊等の被災があり、平成２３年６月末までに、被災前の堤防形状までの応急対策を完了。平成２４年３月末時点で、２７箇所については、被災前と同程度の安全水準を確保し本復旧を完了。

②　被災した箇所については、本復旧が終わっていない残りの２箇所全てにおいて、平成２４年出水期（６月頃～）までに被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保する本復旧を完了予定。さらに、液状化対策については、地盤改良等を継続実施し平成２４年度中に完了予定。

③　平成２３年９月９日に直轄河川にかかる河口部の海岸堤防の高さを公表。
　仙台湾南部海岸：TP7.2m
　平成２３年１２月２７日に河口部の河川堤防高の設定（案）を作成し、仙台市、名取市に提示。
　名取川河口部：TP7.2m（新計画堤防高）

④　今後津波の遡上が想定される区間については、海岸堤防の整備計画及び市町村が策定する復興計画と整合を図りながら、津波対策等として必要な高さの堤防を逐次整備し、平成２７年度内を目途に全箇所を完了させることを目標とする。また、同区間について、水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を藤塚地区等で実施するとともに、堤防の液状化のおそれがある藤塚地区等について対策を実施。

⑤　地盤沈下により、浸水リスクが増大していることから大雨等による家屋等の浸水被害に備え、排水ポンプ車を機動的に運用できるよう増強配備し、運用体制を整えるとともに、住民の円滑な警戒避難を支援するため、浸水リスクマップの作成・公表や浸水センサー（３箇所）を設置し、リアルタイムの浸水関連情報を提供。また、平成２３年出水期より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。

⑦　平成２３年度における成果
　堤防で被災した箇所のうち、
　・平成２４年３月末までに、２７箇所については、被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保し、本復旧を完了
　・残りの２箇所の全てについても本復旧工事に着手。

名取川の河口部の河川堤防高の設定（案）を作成し、仙台市、名取市に提示

⑧　平成２４年度の成果目標

堤防で被災した箇所について、平成２３年度に引き続き、本復旧工事を実施し、平成２４年出水期（６月頃～）までに、全ての箇所について被災前の同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保する本復旧を完了予定。さらに、液状化対策については、地盤改良等を継続実施し、平成２４年度中に完了予定。

今後津波の遡上が想定される区間における藤塚地区等について、津波対策等として必要な高さまでの堤防整備、河川堤防の液状化対策を実施し、藤塚地区の堤防の液状化対策については、平成２４年度中に完了予定。

【県・市町村管理区間】

①　１級水系名取川水系、２級水系七北田川水系※1の県・市管理区間では、全箇所の災害査定を完了し、３５箇所※2で災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い４箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。

本復旧については、平成２３年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った１２箇所で着手。うち、２箇所で完了。

②　平成２４年度に、新たに２３箇所で本復旧に着手予定（累計全３５箇所）。

また、平成２４年出水期（６月頃～）までに４箇所（累計６箇所）、さらに、平成２４年度内に２７箇所（累計３３箇所）で本復旧完了予定。

本復旧は、海岸堤防の整備計画及び市が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね５年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）

併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。

また、今後津波の遡上が想定される区間については、水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を実施。

③　震災前に比べ堤防等が脆弱であること等から、平成２３年４月２１日より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。堤防等の本復旧が完了したところから順次、基準水位の見直しを実施中。

④　平成２３年度における成果

・全箇所（３５箇所）で災害査定を完了

・１２箇所で本復旧に着手

・２箇所で本復旧を完了

⑤　平成２４年度の成果目標

・新たに、２３箇所で本復旧に着手予定（累計全３５箇所）。

・本復旧の完了予定は、以下の通り

出水期（６月頃～）まで：４箇所（累計６箇所）

平成２４年度末まで　　：２７箇所（累計３３箇所）

※１　位置図を参照

※２　一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興施策の事業計画　参考図面　河川　　仙台市

図面：宮城県提供

仙台市

【国管理河川】

名取川　　29箇所

【県管理河川】

1水系 7河川 34箇所

（二）七北田川水系　7河川　34箇所

河川一覧表

河川海岸総括表

凡例

３．下水道

①　箇所名：南蒲生浄化センター（※位置図を参照）

②　平成２３年度における成果
　平成２４年１月から３月にかけて簡易処理（沈殿＋消毒）から中級処理へ移行。

③　平成２４年度の成果目標
　中級処理を継続するとともに、平成２７年度末の本復旧工事完了（平成２７年６月から一部通常処理開始予定）に向け、工事を推進。

※　流域下水道については、宮城県流域下水道（仙塩浄化センター、県南浄化センター）に記載。

４．．農地・農業用施設

① 被災状況

津波により約 2,120ha の農地及び排水機場、排水路等の基幹的農業用施設に甚大な被害

② 施設の復旧

○ 応急復旧状況

高砂南部排水機場、大堀排水機場、藤塚排水機場の３排水機場の常用排水ポンプについては、応急復旧済み。二郷掘排水機場の常用排水ポンプ及びこれら４機場の洪水用ポンプについては、平成 24 年６月までに応急復旧を終える予定。

基幹的排水路については、平成 23 年度内に応急復旧を実施済み。

○ 本格的復旧

復興計画を踏まえて着手し、概ね５年以内の完了を目指す。

③ 農地の復旧

概ね３年以内の復旧を目指す。

○ 平成 23 年度当初から既に営農が可能な農地　約 60ha（今泉地区等）

○ 平成 24 年度から営農が可能な農地（現在復旧中の農地を含む）約 660ha（仙台東部道路周辺荒井地区等）

○ 平成 25 年度以降、順次、営農再開を目指す農地　約 1,390ha

（現時点における農地復旧の見通しを示したものであり、今後の地元調整等により、面積は変わり得るもの。）

④ 区画整理等検討状況

仙台東地区において、直轄災害復旧関連区画整理事業による大区画化等の区画整理を検討しているところ。

５．海岸防災林の再生

①　海岸防災林の林帯 157.1ｈａが被災。
②　林帯については、年内を目途に市復興計画や他事業との調整等を行い、林帯地盤の復旧等に必要な設計等の後、着工予定。
③　林帯地盤についての本復旧は、概ね５年で完了見込み。樹木の植栽は、林帯地盤の復旧後、防風工等の施工が完了した箇所から順次実施し、概ね５年度で完了させることとし、全体の復旧を概ね１０年で行うことを目指す。
（保全対象：国道１０号線、農地、人家（荒浜地区他））
（なお、当地区は、民有林直轄治山事業により国が直轄実施する。）

①　箇所名：仙台地区（国有林）
②　海岸防災林の林帯 186ha が被災。
③　被災した林帯については、現在、一部がれき置場として地方自治体に貸し付けしており、がれき置場の利用状況、市復興計画及び他事業との調整等踏まえ、今後の再生方針を決定する予定。
④　盛土等海岸防災林の林帯地盤の復旧は概ね５年で完了させ。苗木の植栽は、林帯地盤の復旧後、防風工の施工等が完了した箇所から順次実施し、全体の復旧を概ね１０年で完了することを目指す。
（保全対象：国道１０号線、農地、人家（荒浜地区他））
（なお、国有林内については、国有林野内直轄治山施設災害復旧事業等により国が直接実施する。）

６．復興住宅（災害公営住宅）

①　地区名：若林西、荒井東、鹿野、北六番丁、上原、鶴ヶ谷第二、荒井東（第二期）、荒井駅周辺、六丁の目駅周辺、卸町駅周辺、通町、霊屋、霊屋下、落合、東部集団移転対応、田子西

②　平成 23 年度から、用地の選定及び権利の取得並びに整備手法や調査設計等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。

③　平成 24 年度の成果目標
用地取得、設計、工事を順次行う。

７．復興まちづくり

（１）防災集団移転促進事業

①　集団移転促進事業計画の策定済地区：なし
　　集団移転促進事業計画の策定準備中地区：東部沿岸地域

②　東日本大震災復興交付金を活用して、平成２４年度から集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始。集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。

③　平成２４年度の成果目標
集団移転促進事業計画の案の作成のための測量・設計等を行う。

（注）集団移転促進事業計画の策定済地区とは、集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区、又は復興整備計画協議会で復興整備計画に記載しようとする集団移転促進事業に関する事項について、国土交通大臣の同意を得た地区をいう。

（２）造成宅地滑動崩落緊急対策

①　地区名：仙台市内

②　東日本大震災復興交付金を活用して、平成２３年度から造成宅地滑動崩落緊急対策工事の調査・設計を開始。実施設計が完了した地区より随時工事に着手。

③　平成２４年度の成果目標
　　滑動崩落防止のための工事を行う。

（３）学校施設等

①　幼稚園・小中高等学校等

（i）公立学校

＜仙台市立学校＞

東日本大震災により被災した市立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請したまたは申請予定の198校について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

○　比較的軽微な被害に留まる166校については、平成23年度内に復旧完了した。

○　甚大な被害を受けた西多賀小学校、将監小学校、将監西小学校、蒲町小学校、南光台小学校、愛宕中学校、南光台東中学校、七北田中学校、西山中学校の９校は、

平成23年度に応急仮設校舎の建設が完了し、本格復旧までの間、応急仮設校舎で授業を行う。中山小学校、鶴谷東小学校、茂庭台小学校、向陽台小学校、将監中央小学校、三条中学校、鶴谷中学校、七郷中学校、長町中学校、南光台中学校の10校は、本格復旧までの間、被災した教室等を避けながら本校舎での授業を行う。被害を受けた校舎の本格復旧の時期については、改築を予定している蒲町小学校及び南光台小学校は平成24年度に設計業務、平成25、26年度の２カ年で、七郷中学校の特別教室棟は平成24年度設計業務、平成２５年度に復旧完了を目標とする。その他の16校については、平成24年度から復旧工事に着手し、平成24年度内の復旧完了を目標とする。

隣接団地の滑動崩落という大きな危険性が潜在的にある折立小学校については、応急仮設校舎で授業を行っているが、近隣住宅地の地すべりによる２次災害の危険等から復旧完了の目途について目標を設定することが困難となっている。また、津波被害を受け、移転も含めた総合的な検討が必要となる荒浜小学校、中野小学校及び東六郷小学校の３校については、それぞれ近接校の教室を使用して授業を行っており、平成23年11月に策定した仙台市震災復興計画に基づき、当該地域の移転等の動向を踏まえ、子どもにとって望ましい教育環境が確保できるのか検討を行うこととなり、復旧場所の確定や復旧完了の目処について目標を設定することが困難となっている。

なお、屋内運動場についても甚大な被害を受けており、27 校は平成 23 年度内に復旧完了したが、７校については平成 24 年度内の工事完了を目標とし、改築を予定している六郷小学校については、平成 24 年度に設計業務、平成 25 年度内の復旧完了を目標とする。

また、校庭、擁壁の被害については、程度の大きいものは平成 23 年度内に６校完了しており、12 校については平成 24 年度内の復旧完了を目標とする。

＜県立学校＞

仙台市に所在する県立学校のうち、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した 22 校のうち、比較的軽微な被害に留まる 13 校については、平成 23 年度に事業着手し復旧した。また、残る９校については、平成 23 年度内の事業着手、平成 24 年度内の復旧完了を目標とする。

（ⅱ）私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち，　私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助を申請した９９校及び申請中の１校について，以下のとおり，早期の復旧を目指す。

○　比較的軽微な被害に留まる９７校のうち，８７校については平成２３年度中に復旧完了しており，残る１１校については平成２４年９月末日を目標として現在復旧中である。

○　甚大な被害を受けた３校の内，仙台育英学園高等学校については，本格復旧までの間，応急仮設校舎の建設を計画的に進めつつ，校舎等の本格復旧に向けて，平成２３年度からの事業着手，平成２４年度内の復旧完了を目標とする。他の２校（はなぶさ幼稚園，東北朝鮮初中高級学校）についても，平成２３年度内の事業着手，平成２４年度内の復旧完了を目標とする。

②　大学等

（i）国立大学等

東日本大震災により被災した２法人の団地のうち、国立大学法人等施設の災害復旧に係る補助を申請済みの 27 団地については、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

○　比較的軽微な被害に留まる 15 団地の施設については､平成 23 年度に事業着手し、平成 24 年度内の復旧完了を目標とする。

○　甚大な被害を受け本格的な復旧が必要な被害のある 11 団地のうち、危険防止のために緊急に実施する必要があるもの及び授業再開など教育研究機能の早期回復のために必要となる応急仮設校舎の建設については、平成 24 年３月下旬までに完了した。また、校舎等の改築等を含む本格復旧については、平成 23 年度に事業着手し、平成 24 年度内の復旧完了を目標とする。

津波による被害を受けた施設の一部については、地域の復興計画の策定等の条件が整い次第、速やかに復旧に着手することとする。

○　津波により被害を受けた１団地の施設については、損壊建物の撤去及び構内がれき処分が平成 23 年９月下旬までに完了した。

（ii）私立大学

東日本大震災により被災した私立大学のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の１１校について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

○　比較的軽微な被害に留まる１０校については、平成 23 年度内の事業着手、平成 24 年度内の復旧完了を目標とする。

○　甚大な被害を受けた１校については、平成 23 年度内の事業着手、平成 24 年度内の復旧完了を目標とする。

③　公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

＜教育局所管施設＞

比較的軽微な被害に留まる 13 施設のうち､12 施設は平成 23 年度内に復旧完了しており、泉岳少年自然の家については、平成 24 年度内の復旧完了を目標とする。

＜市民局所管施設＞

○　市民センター33 施設

・比較的軽微な被害に留まる３１施設については､平成 23 年度内に復旧完了した。

・甚大な被害を受けた２施設（鶴ヶ谷市民センター、南光台市民センター）については、平成 23 年度から事業着手、平成 27 年度内の復旧完了を目標とする。

○　文学館
　比較的軽微な被害に留まる仙台文学館については、平成 23 年度内に復旧完了した。
○　文化センター３施設･市民会館･戦災復興記念館･泉文化創造センター(ｲｽﾞﾐﾃ21)
比較的軽微な被害に留まる６施設については、平成23年度内に復旧完了した。
○　エル・パーク仙台
　比較的軽微な被害に留まるエル・パーク仙台については、平成 23 年度内に復旧完了した。
○　エル・ソーラ仙台
　比較的軽微な被害に留まるエル・ソーラ仙台については、平成 23 年度内に震災前から施設改修を予定していた部分を除き開館した。
○　仙台国際センター
　比較的軽微な彼我に留まる仙台国際センターについては、平成 23 年度内に復旧完了した。
○　青年文化センター
　比較的軽微な被害に留まる仙台市青年文化センターについては、平成 23 年度に事業着手しており、平成24年度内の復旧完了を目標とする。
＜健康福祉局所管施設＞
○　仙台福祉プラザ
　比較的軽微な被害に留まる仙台市福祉プラザについては、平成 23 年度に事業着手しており、平成24年度内の復旧完了を目標とする。
○　仙台市シルバーセンター
　比較的軽微な被害に留まる仙台市シルバーセンターについては、平成 23 年度に事業着手しており、平成24年度内の復旧完了を目標とする。

＜県立社会教育施設＞
　仙台市に所在する社会教育施設のうち、東日本大震災により被災し、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した、または申請予定の３施設について、以下のとおり早期復旧を目指す。
○　比較的軽微な被害にとどまる宮城県図書館については、平成 23 年度内に事業着手、平成24年度６月末の復旧完了を目標とする。
○　比較的軽微な被害にとどまる宮城県美術館については、平成 23 年度内に事業着手、平成24年３月に復旧完了した。
○　比較的軽微な被害にとどまる宮城県民会館については、平成 23 年度内に事業着手、平成24年６月中の復旧完了を目標とする。
○　比較的軽微な被害にとどまる宮城県教育研修センターについては、平成 23 年度内に事業着手、平成24年１2月末までに設備の整備完了を目標とする。
＜県立社会体育施設＞

仙台市に所在する社会体育施設のうち、東日本大震災により被災し、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の第二総合運動場と宮城球場について、甚大な被害であったため、平成23年度から事業着工し、平成24年度内の復旧完了の予定である。

８．土砂災害対策

①箇所名：佐手川（さてがわ）※①

②平成２３年８月末までに、市内約 820 箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、約８０箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。（降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。）

③これまでの強い地震動により崩壊が発生するなど危険な状態となっている佐手川（さてがわ）の緊急的な土砂災害対策について、平成２４年梅雨期までを目途に概ね完了予定。

④最大震度６強を観測した仙台市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成２３年３月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

⑤平成２３年度における成果
崩壊が発生した佐手川における緊急的な土砂災害対策に着手

⑥平成２４年度の成果目標　平成２４年梅雨期

〇佐手川（さてがわ）

緊急的な土砂災害対策について平成２４年梅雨期までを目途に概ね完了予定。

※位置図を参照

復興施策の事業計画　参考図面　土砂災害対策　　仙台市

図面：宮城県提供

河川一覧表

河川海岸総括表

凡例

９．災害廃棄物の処理

①　東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量（1,352 千トン）の災害廃棄物が発生。

②　現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年７月までに仮置場へ概ね搬入を完了した。損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物を除き、その他の災害廃棄物の仮置場への移動は、平成 23 年１２月までに完了した。なお、平成 24 年 4 月２日現在､全ての災害廃棄物の 97%の仮置場への移動を完了している。

③　損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、解体を要する棟数が膨大なこと等から平成 25 年３月までを目途に完了させる。

④　また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年３月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表（宮城県仙台市）

H23
H24
H25
H26
H27以降
4月
7月
10月
1月
1. 海岸対策
計画堤防高さの公表
（9/9宮城県公表）
応急対策
施工準備
（堤防設計等）
国施工区間（代行区間含む）の内、下水処理場等の地域の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある区間（約1km）において本復旧工事の完了を目指す。
本復旧工事（逐次完了し、全ての区間について概ね5年での完了を目指す。）
2. 河川対策
（国管理河川：名取川）
応急対策
施工準備
（堤防設計等）
国管理）Ｈ２４年出水期（６月頃～）を目途に、を除き被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）までの本復旧を完了予定
本復旧（河口部では、隣接する海岸堤防の整備計画、市町村策定の復興計画等を踏まえ、整備を逐次完了し、概ね5年を目途に全箇所復旧
国管理）液状化対策については液状化対策等を継続実施
出水期
出水期
出水期
出水期
（県・市町村管理区間）
応急対策
施工準備
（堤防設計等）
本復旧
（河口部では、隣接する海岸堤防の整備計画、市策定の復興計画等を踏まえ、整備を逐次完了し、概ね5年を目途に全箇所復旧完了予定。）
出水期
出水期
出水期
出水期
（※）避難判断水位等を引き下げて運用
3. 下水道対策
南蒲生浄化センター
簡易処理
中級処理
中級処理の開始（1/31）
通常処理の開始
（※流域下水道については、宮城県流域下水道（仙塩浄化センター、県南浄化センター）に記載）
4. 農地・農業用施設
基幹的農業用施設
（高砂南部排水機場等）
がれきの撤去
応急復旧
本復旧（市策定の復興計画、他事業等との調整が完了した箇所から順次着手）
用排水施設の機能が確保され、平成23年度当初までに除塩等を行い、すでに営農が可能となった農地
（今泉地区等）
畦畔復旧、除塩
営農再開
（地域の意向により、区画整理を実施）

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
ヘドロ等が薄く又は部分的に堆積している農地 （荒井地区等）	がれきの撤去		土砂撤去、除塩、用排水施設の機能確保等		営農再開 （地域の意向により、区画整理を実施）												
上記以外の農地	がれきの撤去		土砂撤去、除塩、畦畔の復旧等										順次営農再開 （地域の意向により、区画整理を実施）				

（注）本工程は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開を目指す時期を示したもの。

大区画化等の工事を、今後地元の意向を踏まえながら、合意形成を図りつつ実施していくこととしており、その完了はH26以降となる場合がある。

5. 海岸防災林 （民有林直轄治山事業により国が直轄実施）	林帯地盤の復旧 （概ね5年で完了）	→	防風工等の施工が完了した箇所から順次植栽を実施 （全体の復旧を概ね10年で完了）														
（国有林）	がれき置き場																
			がれき処理		施工準備												
6. 復興住宅（災害公営住宅等）																	
	住宅復興計画の策定		具体的な計画が決まったものから順次、用地取得、設計、工事着手、管理開														
7. 復興まちづくり （1）防災集団移転・区画整理等																	
					集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始 集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手												

H23
H24
H25
H26
H27以降
4月
7月
10月
1月
（2）被災した造成宅地について
緊急対策工事のための調査・設計を開始
実施設計が完了した地区より工事に着手
（3）学校施設等
幼稚園・小中高等学校等
＜市立学校＞
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧
校舎等の本格復旧
甚大な被害を受けた学校の復旧
応急仮設校舎の建設・リース期間
校舎の本格復旧
屋体の本格復旧
校庭・擁壁の本格復旧
※ 上記の他、地すべりや津波の被害を受けた学校については、教育環境の確保に関する検討を踏まえ、復旧方法を検討する。
＜県立学校＞
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧
校舎等の本格復旧
＜私立学校＞

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧																
甚大な被害を受けた学校の復旧	応急仮設校舎の建設				校舎等の本格復旧												
	※ 甚大な被害を受けた3校の内，仙台育英学園高等学校については，応急仮設校舎の建設を進めつつ，同地での復旧に向けて既に事業着手しており，平成25年度内の復旧完了を目標とする。また，はなぶさ幼稚園及び東北朝鮮初中高級学校についても，同地での復旧に向けて既に事業着手しており，平成24年度内の復旧完了を目標とする。																
大学等																	
＜国立大学等＞																	
比較的軽微な被害に留まる施設の復旧	校舎等の復旧																
甚大な被害を受けた施設の復旧			校舎等の本格復旧（小規模）														
	応急仮設校舎の建設				校舎等の本格復旧（大規模）												
	損壊建物撤去がれき処分																
＜県立大学＞																	
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧																
＜私立大学＞																	
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧																
甚大な被害を受けた学校の復旧	校舎等の本格復旧																

H23
H24
H25
H26
H27以降
4月
7月
10月
1月
公立社会教育施設（公立社会体育施設・公立文化施設を含む）
＜市立社会教育施設＞
比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧
施設の本格復旧
甚大な被害を受けた社会教育施設の復旧
施設の本格復旧
＜県立社会教育施設＞
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧
施設の本格復旧
＜県立社会体育施設＞
甚大な被害を受けた施設の復旧
施設の本格復旧
8. 土砂災害対策
土砂災害危険箇所の点検等
緊急的な土砂災害対策の実施
（※）土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用
9. 災害廃棄物の処理
（住民が生活している場所の近くの災害廃棄物）
（その他の災害廃棄物）
（中間処理・最終処分）
（木くず、コンクリートくずの再生利用）